

非結核性抗酸菌・臨床検体 運搬時(UN3373)の 容器・梱包について

ver. 202209

「ゆうパックを使用して臨床検体・病原体を輸送する場合の梱包手順」（厚生労働省）
（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632085.pdf>）を加工して作成

1次容器の包装

1次容器は、中に入れた検体が漏出しないように、内容物を吸収するのに十分な量の吸収剤で覆うこと



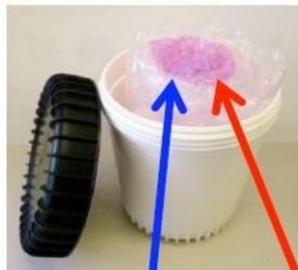
緩衝材

吸収材

2次容器

ドライアイスの誤混入防止及び1次容器から漏れないように、また漏れた場合に備える

- 1次容器が壊れ易い容器の場合は、容器どうしが接触しないよう梱包する
- 1次容器を緩衝材で覆い、2次容器内で固定する
- 液体検体の運搬の際は、内容物全量を吸収することができる吸収材を2次容器内に入れる



吸収材を入れる

緩衝材で固定

ステップ2 2次容器

(1次容器を保護する密閉容器)

2次容器には病原体輸送容器を用い、かつ密閉する

ボトルタイプ

パウチ袋タイプ



パウチ袋タイプは、ドライアイスが中に入っていることが容易に確認できるなど、利便性が高いと考えられる。(ドライアイスの誤混入防止に適切と考えられる)

厳守: 2次容器の中には絶対にドライアイスを入れない

厳守: 2次容器の中には絶対にドライアイスを入れない

2次容器: 筒型のハード容器の場合

2次容器: 袋型のソフト容器の場合

2次容器(密閉性が高い)

2次容器(密閉性が高い)



この中にドライアイスを
入れない



この中にドライアイスを
入れない

ステップ3 3次容器

3次容器と内容物リスト

•2次容器を3次容器の中に入れる。内容物リストを2次容器と3次容器の間に入れる



2次容器と3次容器の間に入れる

内容物項目リスト (例)
 発送日:
 内容物(病原体名):
 正味量:
 受取人:
 送り主:
 緊急連絡先 (氏名、TEL):

2次容器と3次容器は決められた組み合わせで用いる

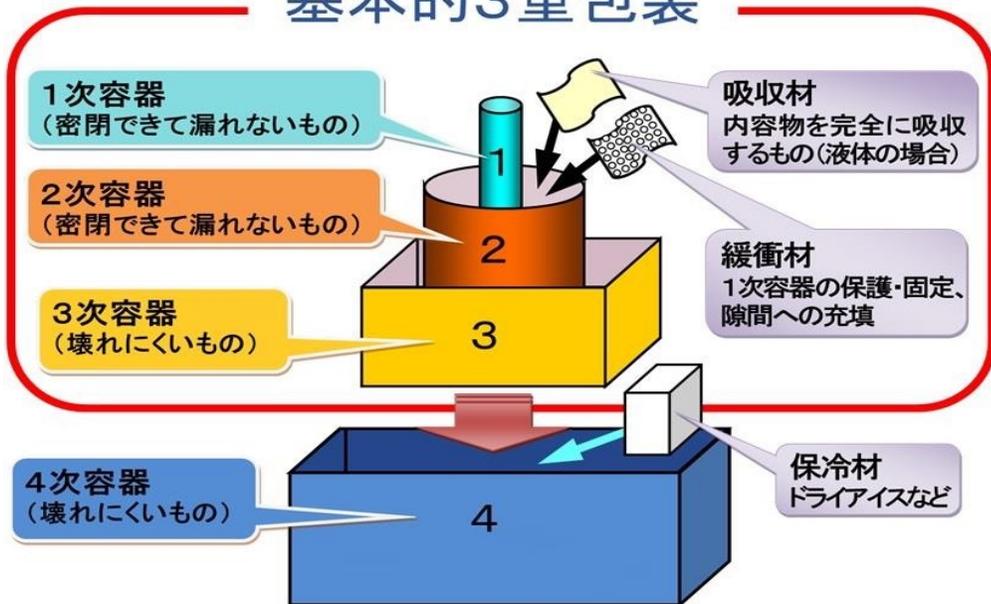
3次容器

•内容物リストを用意するかどうかは各機関のルールに従ってください

おさらい: 包装の流れ

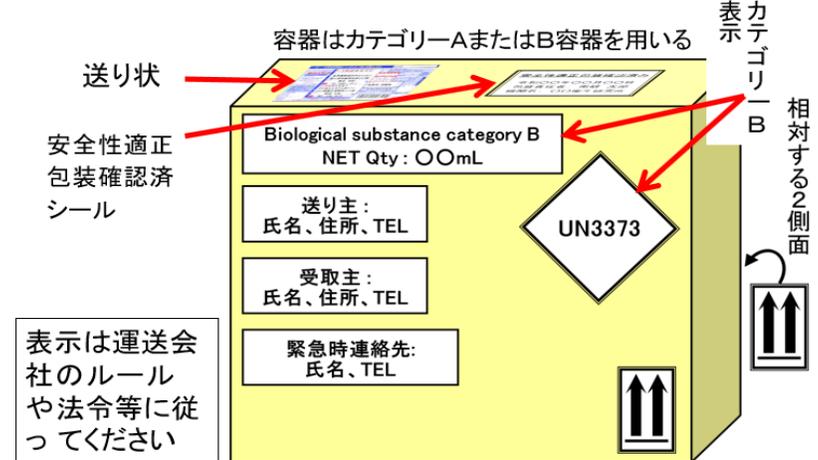


基本的3重包装



3次容器への表示例:

非結核性抗酸菌または臨床検体の場合



オーバーパック(4次容器)

基本三重包装完了後に入れる

保冷を必要とする場合、または
複数の3次容器をまとめて輸送する
場合



ドライアイス

緩衝材

2次容器中にドライアイス等が入っていないことを確認！！
3次容器とオーバーパック(4次容器)はドライアイス等の
気化(昇華)したガスが放散される構造であること

チェックシート項目例

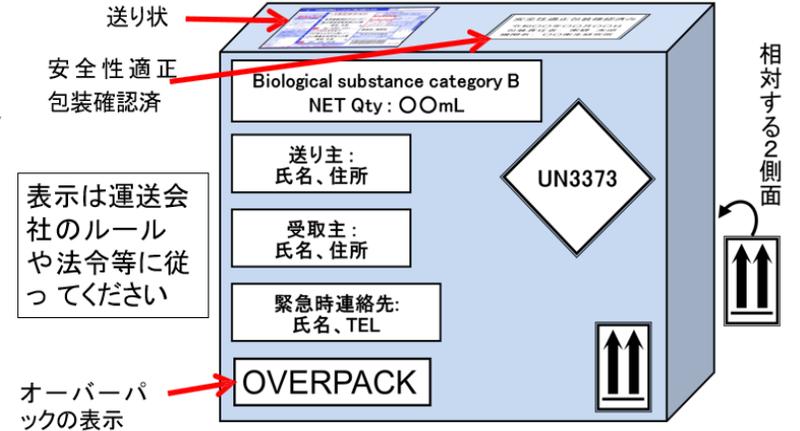
- ・1次容器は防漏性か
- ・病原体輸送容器を適切に使用しているか※
- ・2次容器に「ドライアイスを入れない」旨が貼付されているか
- ・内容物をすべて吸収できるだけの吸収材を2次容器の中へ入れたか(液体検体の場合)
- ・2次容器の内側にドライアイスを入れていないか
- ・2次容器は気密がとられているか
- ・3次容器は容易に開かないようシールされているか
- ・2次・3次・4次容器内の内容物は緩衝材で固定されているか
- ・送り状の品名欄に「病原体(危険物)」または「臨床検体(危険物)」の表記はあるか
- ・包装責任者のチェック後、安全性適正包装確認済みラベルを表示したか
※規格(カテゴリ-A・B)、組み合わせ、製造年、傷の有無など

ステップ5 チェックシートの作成



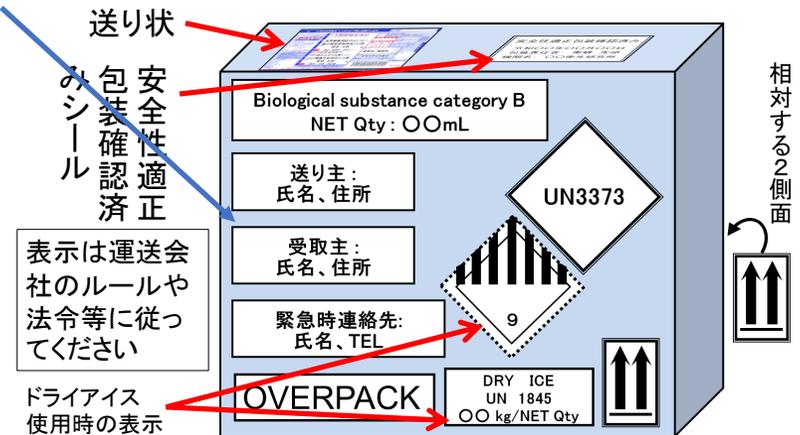
各機関で作成した
チェックシートを使用し
適切に梱包できているか
確認する

オーバーパック(4次容器)への表示例 非結核性抗酸菌または臨床検体の場合 (ドライアイス不使用時)



安全性適正包装確認済みラベル
安全性適正包装確認済み
平成〇〇年〇〇月〇〇日
包装責任者: △△ △△
機関名: 〇〇衛生研究所

オーバーパック(4次容器)への表示例 非結核性抗酸菌または臨床検体の場合 (ドライアイス使用時)



受取主:
住所:
電話:

送り主:
住所:
電話: